

平成30年度第1回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成30年(2018年)4月27日(金) 13:30～16:00

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について(第1回審議)

(2) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(副))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

御 巫 由 紀

山 室 真 澄

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

亀 山 章

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成30年度第1回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに長野県環境部環境政策課長の鈴木英昭より一言御挨拶申し上げます。

事務局
鈴木
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課長の鈴木と申します。

本日は、委員改選後初めての技術委員会の開催となりますので、会議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙の中、長野県環境影響評価技術委員会の委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

また、日ごろから長野県の環境行政に多大なご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会は、知事が事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べる際に、専門的・技術的な観点から御意見を伺うため、長野県環境影響評価条例に基づき設置しており、昨年度はほぼ月1回のペースで議論を重ねてまいりました。

本年度におきましては、本日御審議いただきます伊駒アルプスロードの準備書やメガソーラーの配慮書、準備書等が予定されております。

また、リニア中央新幹線についても、知事意見で事業者に求めた報告に基づき、発生土置き場などの現地調査と審査が多く見込まれます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、専門的な見地から御審議いただき、事業者による環境保全への配慮が適切に行われるよう、忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局
寒河江

本日は、新たに技術委員が委嘱されてから最初の委員会でございますので、技術委員の皆様を御紹介させていただきます。

信州大学工学部教授の梅崎健夫委員です。

信州大学農学部教授の大窪久美子委員です。

前長野県環境保全研究所水・土壌環境部長の小澤秀明委員です。

桜美林大学リベラルアーツ学群教授の片谷教孝委員です。

信州大学名誉教授の北原曜委員です。

長野県環境保全研究所自然環境部長の陸斉委員です。

長野県環境保全研究所専門研究員の富樫均委員です。

信州大学名誉教授の中村寛志委員です。

上越教育大学教授の中村雅彦委員です。

信州大学医学部教授の野見山哲生委員です。

千葉県立中央博物館自然誌・歴史研究部主任上席研究員の御巫由紀委員です。

東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の山室真澄委員です。

なお、本日は、東京農工大学名誉教授の亀山章委員、元工学院大学工学部教授の塩田正純委員、信州大学理学部教授の鈴木啓助委員から、都合により御欠席という御報告をいただいております。

引続きまして、この4月に異動がございましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局
寒河江

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につ

きましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日は、新たに技術委員が委嘱されてから最初の委員会でございますので、議事に入ります前に、まず委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長が決まるまでの間、鈴木環境政策課長が会の進行をさせていただきます。

事務局
鈴木

それでは、新たな委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長が決まるまでの間、私が会の進行を務めさせていただきます。

委員長の選出につきましては、条例第36条第1項の規定により委員の互選によることになっておりますが、いかが取りはからいましょうか。

梅崎委員、お願いいたします。

梅崎委員

片谷委員にお願いすればと思いますがいかがでしょうか。

事務局
鈴木

ただいま、梅崎委員から片谷委員を委員長にとの御推薦がございました。よろしいでしょうか。

全員

異議なし

事務局
鈴木

それでは片谷委員に委員長をお願いするという事で御了解をいただきましたのでよろしくお願いいたします。

片谷委員、委員長席へお願いいたします。

それでは、片谷新委員長から御挨拶をいただき、引続き会の進行をお願いいたします。

片谷委員長

御指名いただきました片谷でございます。

長いことこの委員は続けて務めさせていただいておりました、前期、その前から委員長を拝命しておりましたが、先ほど課長からもお話がありましたように、昨年度はほぼ毎月この委員会が開催されるという状況でした。

私は他の自治体でもいくつか委員を務めておりますが、例えば神奈川県でも審査会議を開きますが、こちらの方が開催回数が多い状況です。委員の皆様には御多忙の中常にたくさんの委員の皆さんに御出席いただいております。実は他の県では定足数を満たすのにかなり苦労することが多いのですが、長野県はそれがなく委員の皆様のお協力をいただいていることに大変感謝している次第です。

また御指名いただきましたのでこの2年間、進行係を務めさせていただきますので是非御協力のほどお願いいたします。

では時間も限られておりますので進めさせていただきます。

では今期新たに委員に御就任いただいた方がお二方いらっしゃいます。北原委員と御巫委員です。恐縮ですが一言ずつ御挨拶を賜れればと存じますのでよろしくお願いいたします。

北原委員からお願いします。

北原委員

北原でございます。退職して名誉教授となっておりますが、元は信州大学農学部おりました森林防災、森林による災害防止機能を担当しておりました。環境保全についてはよく分からないところもありますがよろしくお願いいたします。

片谷委員長

続きまして御巫委員お願いします。

御巫委員

御巫と申します。よろしく申し上げます。今は博物館に勤めておりますが、昨年までの4年間は千葉県の環境部の自然保護課の生物多様センターと兼任しており、そちらでは植物担当でした。メガソーラーなどの開発の現場調査、確認等に行っておりましたが、あまりの無力にがっかりすることが多く、長野県ではどのようにしているのか興味津々で参りました。ただ植物は平地のものしか詳しくないのでこれから勉強していきたいと思っております。よろしくご願ひいたします。

片谷委員長

ありがとうございました。

現在長野県ではソーラー発電所の案件等、森林防災や植物の保全に関連の深い事業が動いておりますので、北原委員と御巫委員には色々御負担をおかけすることがたくさんあるかと思っておりますので、是非御協力のほどよろしくご願ひいたします。

続きまして、委員長が出席できない場合に備え、条例第36条第3項の規定により、委員長が職務代理者を指名することになっております。これは委員長の判断で指名してよいという規定ですので指名したいと思っております。

前の期でも職務代理者をお務めいただいた中村寛志委員に正の職務代理者、梅崎委員に副の職務代理者をお願いしたいと思っております。中村寛志委員、梅崎委員いかがでしょうか。

中村寛志委員

承知しました。

梅崎委員

承知しました。

片谷委員長

ありがとうございます。

では御了解をいただきましたので、正の委員長職務代理者は中村寛志委員、副の委員長職務代理者は梅崎委員ということで引続きよろしくご願ひいたします。

早速議事に入らせていただきます。委員の皆様方審議に御協力のほどよろしくご願ひいたします。

審議に入ります前に本日の会議予定、進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局

是永

(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。よろしくご願ひいたします。

課長の鈴木ですが、このあと他の公務が入っておりますので退席させていただきます。御了承願ひします。

事務局から本日の会議の予定及び御手元の資料について簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事の「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書」について、都市計画決定権者から概要を説明いただいたあと、議論をお願いし、概ね15時30分までに審議を終了する予定としております。

本日の会議資料ですが会議次第にも記載のとおり、御手元に資料1として、「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書の概要」が用意されております。

次に、伊駒アルプスロードのアセス手続について、これまでの経過を簡単に説明させていただきます。

この事業は環境影響評価法の第1種事業に該当し、平成27年11月に計画段階環境配慮書の御審議をいただき、方法書については平成28年6月から8月まで3回の御審議をいただき意見を集約し、平成28年9月13日に知事意見を通知したところです。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります。本日の審議案件は「(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について」と「その他」となっております。

資料の説明を始めていただく前にだいが間も空きましたので、都市計画決定権者から一言御挨拶をいただきまして、本日御出席の方々の御紹介をいただいたうえで、資料の説明をお願いいたします。

都市計画決定権者
高倉
(県都市・まちづくり課)

長野県建設部都市・まちづくり課企画幹の高倉明子です。よろしくお願いいたします。

本日御審議いただきます都市計画道路 伊駒アルプスロードについては、上伊那地域の駒ヶ根市と伊那市間を結ぶ主要な道路ということで、土地利用やほかの都市計画との整合性、一体性を図る必要があることから、都市施設として位置付けることとし、都市計画決定権者である長野県が都市計画の申請と合わせて事業予定者に代わり環境影響評価を進めてまいりました。先ほど事務局から説明がありましたが、平成28年9月13日には方法書に対して環境の面から御意見をいただき、これを踏まえて環境影響評価の調査等に関する実務については、道路の事業予定者である建設部道路建設課、伊那建設事務所が実施してまいりました。本日は準備書がまとまりましたのでこの要旨を御説明させていただきます。

なお、準備書の縦覧につきましては環境影響評価法第9章第1節の都市計画に定められる対象事業に関する特例の第41条第1項から3項の規定により、都市計画案と合わせて縦覧を行うということになっておりまして、縦覧を平成30年3月12日から4月12日までの1ヶ月間行いました。その期間の中で駒ヶ根市と伊那市と宮田村が関係する市町村ということで、この3市村で4回記載事項の説明をしまして、昨日4月26日までが意見書の提出期間で現在取りまとめをしているところです。準備書に関する意見書の概要及び見解については次回以降に御説明させていただきます。

当委員会の皆様には専門的な御意見やアドバイスをいただき、環境影響評価の評価書に反映していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は事業予定者により資料の説明をさせていただきます。

右におりますのが事業予定者である道路建設課栗林企画幹です。また道路建設課の関係職員が前に座っております。

片谷委員長

是非みなさん御紹介ください。

都市計画決定権者
高倉

それでは初めての者もいるのでマイクを回させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事業者
栗林
(県道路建設課)

長野県道路建設課企画幹の栗林一彦と申します。よろしくお願いいたします。

事業者
下倉
(県道路建設課)

道路建設課計画調整係長の下倉正弘と申します。よろしくお願いいたします。

事業者
長田
(県道路建設課)

道路建設課計画調整係の長田裕司と申します。よろしくお願いいたします。

事業者
唐澤

伊那建設事務所整備課長の唐澤則夫と申します。よろしくお願いいたします。

(伊那建設事務所)	
事業者 渡辺 (伊那建設事務所)	伊那建設事務所課長補佐兼計画調査係長の渡辺秀明と申します。よろしくお願いいたします。
事業者 小林 (伊那建設事務所)	伊那建設事務所整備課計画調査係の小林翔太と申します。よろしくお願いいたします。
都市計画決定権者 高倉	準備書の専門的なことについては、業務を受注していただきました千代田コンサルタントからも説明させていただく場合がありますので御了承ください。
片谷委員長	是非コンサルタント会社の皆様も御紹介ください。
コンサルタント 岩沢 (株)千代田コンサルタント)	委託先の千代田コンサルタントの岩沢と申します。よろしくお願いいたします。
コンサルタント 石塚 (株)千代田コンサルタント)	千代田コンサルタントの石塚と申します。よろしくお願いいたします。
都市計画決定権者 高倉	先ほど委員長からお話がありましたが、時間が空いておりますので事業の概要から説明させていただきます。 道路建設課より御説明させていただきます。
事業者 栗林	準備書の前段の事業概要を配布資料1に沿って御説明いたします。 資料1 No.1で事業概要は準備書1-1から3-32までとなります。 No.2の事業の概要について、都市計画対象道路事業の名称ですが「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード」です。 都市計画決定権者の名称は長野県、代表者の氏名は長野県知事阿部守一です。 事業者の名称も長野県、代表者氏名も長野県知事阿部守一で、都市計画決定権者も事業者も長野県です。 No.3の都市計画対象道路事業の位置について、長野県の南東にある伊那谷を南北に縦貫する国道153号のバイパスにあたります。 北と南はすでにバイパス事業が実施されております。北側については県で実施している伊那バイパス、南側については国で実施している伊南バイパスとなっており、その中抜け部分にあたります。 No.4は右側が北で左が南となっており、実施区域はピンク色で示されている区間で右が伊那バイパスとなります。現在この部分は一部用地買収、設計協議を行っている段階です。左は伊南バイパスで今年度バイパスが完成する予定となっております。 この区間の現況の写真が全部で8枚あり、その8枚の場所についてNo.5に丸数字で記入しております。左より①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧と起点から終点に向かって用意しています。 No.6は起点で①の写真です。ここは住宅と工業団地が立地している区間ですので、計画している道路の構造は高架橋、直壁となる予定です。

No.7は②の宮田村の田園地帯の写真です。これは東から西に向かって撮っているので、奥に見えるのが中央アルプスになります。この地域の道路の構造は盛土を予定しています。

No.8は③でこの地域の代表的な地形で田切地形といわれるものです。右の太い川は天竜川で、上から下へ向かって流れています。これによって形成される河岸段丘の地形が見てとれます。所々黒くなっているのが河岸段丘で作られた崖で、木がたくさん生い茂って線状になっている部分がその崖になります。

大きな川はこの河岸段丘を掘割りながら流れ込むといったところを田切地形と呼んでいます。手前で切れてしまっていますが太田切川が一番下に流れてきておりまして、順番に小田切川、大沢川、堂沢川といった川が流れ込んでいます。

No.9は④で大沢川の写真ですが、ここを横切る場合の道路の構造は橋となります。

No.10は⑤で宮田村から伊那市にかけて田園地帯ですが、ここも貫き、道路構造は盛土となります。

No.11は⑥で、同じく伊那市内の田園地帯です。ここも道路構造は盛土となり盛土区間が多くなります。

No.12は⑦で原新田地区ですが集落を分断する区間があります。この区間は用地、補償物件をなるべく抑えたいということで、高さを抑えたり構造を工夫する計画をしています。

No.13は⑧で最後となりますが、終点側の伊那バイパスと接続する場所となります。三峰川を横過して伊那バイパスに接続して終わる形です。ここは橋梁で渡河する予定です。

現地の状況はこのような感じですが。

次にNo.14の都市計画対象道路事業の目的ですが、現在153号の現状は交通容量の不足による交通渋滞の発生、緊急輸送路でありながら緊急時の円滑な輸送に課題があり、こうした課題を払しょくするために目的として3つ掲げています。

①混雑の解消、②円滑で安全な交通の確保、これは救急車や消防車などの緊急車両が早期に到着できるような道路が必要ということです。③災害に強い道路網の構築として、災害等が発生したときに並行する中央道が通行止めの際、その代替の道路がないため代替機能を有する道路が必要ということで、こういった目的も果たしていこうということです。

No.15はこの道路事業の整備効果について、整備効果は先ほどの目的を達することが整備効果になるので、表現は非常に酷似していますが赤字で記載しています。

「円滑安全な交通の確保」、「災害に強い道路網の構築」、「既存道路の渋滞解消」と先ほどの目的と似ておりますが、このような整備効果を期待しています。また広域的な医療サービスの向上も整備効果として挙げています。

No.16は対象道路事業の内容について、事業予定地となる市村は駒ヶ根市、宮田村伊那市です。道路延長は約11.6kmで、起点、終点は先ほどの説明のとおりです。車線数は4車線となり、幅員は28mを予定しています。設計速度は60km/hと考えています。道路構造は平面、盛土、トンネル、橋梁などです。

No.17は都市計画道路事業に係る道路の計画交通量について、各区間の計画交通量を記載しています。20,000台から23,400台くらいを計画しています。

No.18は基本的な構造を記載していますが、主には盛土構造となります。所々に橋、切土、トンネル区間があります。

No.19は基本的構造の道路縦断図を示しています。赤い線が計画路線ですが、ほぼ現況地盤に沿った形で縦断形状を計画しています。大規模な盛土、切土といったものは計画しておりません。

No.20は標準横断構成について、上の図が切土のパターンとなります。道路の幅員は28mとなります。切土部は河岸段丘の崖を横切るときに切土の計画があり、あと

はほとんどありません。その下の図の平面部分は、ここも現況の道路にすりつくような箇所は平面形状で計画しています。

No.21 の上の図はトンネルを示しています。宮田村の歴史保存地区の近くを通るときに、普通に開削したのでは保存地区に影響が及ぶかもしれないということで、そこは影響がないようにトンネルを計画しています。下の図の盛土部はほとんどがこの構造になる盛土の形状です。盛土高は最大で8m程度を予定しています。

No.22 の上の図は嵩上げの直壁部です。盛土の場合は両側が土の斜面になりますが、起点側の住宅や工場がある場所においてはなるべく補償物件を少なくしたいことから直壁を計画しています。下の図の橋梁部は主に河川を渡河する箇所の構造です。

橋梁部やトンネル部分については、幅員28mではなくて幅員の縮小規定を採用しなるべく経済性に優れた形にしています。

No.23 は工事計画の概要です。どんな工事が予定されているのかということをも道路構造によって記載しています。平面部や盛土部では擁壁工、道路土工、法面工、舗装工といった比較的シンプルな工事内容となっていますが、直壁部、トンネル部、橋梁部になると特殊な工事が出てきます。工事の中身によって使う建設機械が変わり、建設機械によっては騒音、振動が出たりすることがあります。

No.24 は工事計画の概要について、工事用車両の台数等把握している範囲で記載しています。これを図にしたものがNo.25 になります。各計画路線を横切る、または並行する県道、村道を工事用車両が何台通るのかということを示しています。

No.26 は事業の経緯をまとめております。この事業は平成23年からスタートしておりまして、地元説明会等を経て、フロー図の青い囲み部分が環境アセスに絡むプロセスの部分になり計画段階環境配慮書の手続とありますが、平成27年に行っております。

No.27 の一番上の青い部分は環境影響評価方法書の手続です。平成28年9月に知事意見をいただいています。その後ルート(案)の住民説明会、公聴会を経て一番下の青い部分の準備書の手続となっております。

No.28 について、同様に環境アセスの手続と並行して都市計画決定の手続も行う予定としています。平成31年3月の都市計画決定を目標にこれから進めていく考えです。

No.29 は計画路線選定における環境への配慮事項について、計画路線位置の選定においては、ミヤマシジミ、オオムラサキ等の希少な動植物及び動物移動経路となっている連続した河岸段丘への影響を配慮しております。また南アルプス、中央アルプスや河岸段丘による田切地形など、景観資源等への影響を配慮し、盛土高を検討しています。北の城跡や熊野神社等の文化財や人と自然との触れ合い活動の場への影響は、トンネルなどを使うことによって遺跡等には配慮していく予定です。橋梁などの構造形式の検討については、流水部に橋脚を伴わない橋梁形式の検討、高架構造の高架下の空間確保にも配慮して計画を策定しております。

以上が事業の概要説明となります。

No.30 の意見及び見解、予測項目は準備書の第9章から11章の内容です。

No.31 に方法書に対する意見と見解について簡単に記載しております。

①事業による影響や保全対策に関する意見、②環境影響評価を行うにあたっての情報収集に関する意見、③現地踏査や予測評価に関する意見、④図書の記載方法等に関する意見、としてまとめています。これらの意見に関する見解の概要として右側に記載しています。具体的な意見と見解については第9章、第10章に掲載されていますが、時間の都合上割愛させていただきます。

No.32 は環境影響評価の項目について示しております。赤い丸は予測項目で、概ね方法書に記載とおりの内容となっています。方法書からの追加の意見としては、人

事業者
小林
(伊那建設事務所)

と自然との触れ合い活動の場の工事の実施に関するものについて意見をいただいたので、準備書で追加しました。

No.33 は環境影響評価の結果についてで、準備書の第 12 章の内容です。

No.34、35 の大気質については項目が記載されております。二酸化窒素、浮遊粒子状物質については存在・供用に係るものが 1 項目、工事の実施に係るものが 2 項目あります。粉じん等については工事の実施に係るものが 2 項目のみの予測項目となっています。手法については表のとおりですが、こちらは予測式による定量予測評価で行っています。

No.36 は自動車の走行・建設機械の稼働に係る項目の調査予測の位置図です。予測地点としては概ね保全対象が周辺にある場所を選定しています。駒ヶ根市、宮田村、伊那市とありますが、地域間の偏りがないように予測地点を設定しています。

凡例については、左下に示すとおりですが図の赤字の数字は将来交通量を表しています。

各予測地点の断面図を示しており、概ねの構造を示しています。

他の予測項目にも言えますが、路線選定の段階では集落、市街地をできるだけ回避し、保全対象に対してできる限りの低減を図るといった配慮を行っています。

No.37 は自動車の走行に係るものの予測評価結果です。二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、先ほどお示した将来交通量を予測条件として、その予測結果を示しました。こちらは環境基準を満足し環境への著しい影響はないと予測されています。

No.38 は建設機械の稼働の予測評価結果になります。先ほども位置図でお示しましたが、道路構造から想定される工事の中で、最も環境への影響が大きいと想定される工事を選定し、そちらを予測の条件として設定しています。予測結果としては二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準や粉じん等の参考値は満足し、さらに排出ガスの対策型機械を採用し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の参考値を満足しており、低減を図っているということです。

No.39 は環境保全措置の内容です。3 つ方法を挙げており、こちらを実施し低減を図っていく計画です。

No.40 は工事用車両の運行に係る調査予測の位置図です。概ね工事用車両の運行が想定される路線を予測地点として設定しています。左下に記載のとおり、赤い数字が工事用車両の想定台数です。

No.41 は予測評価の結果になります。工事用車両の想定台数を予測評価として予測しています。結果としては環境基準又は参考値を下回りますが、基準に関わらず保全措置を行うことによって低減を図ってまいります。

No.42、43 は騒音についてです。存在・供用に係るものが 1 項目と工事の実施に係るもの 2 項目を予測項目として設定しました。予測の手法については No.43 の表をご覧ください。予測式による定量予測評価となっています。

No.44 は自動車の走行と建設機械の稼働に係る調査予測位置図です。予測地点は概ね大気質と同じで保全対象が周辺にあり、地域間の偏りがないように設定しました。

No.45 は自動車の走行に係る予測結果です。こちらの予測で伊那市原新田地区の東側については環境基準を上回る予測となっています。環境保全措置として遮音壁の設置をすることとし、低減を図り環境基準を満足するように実施してまいります。

No.46 は伊那市原新田地区の騒音分布図です。左の図が環境保全措置前、右の図が環境保全措置後のものになります。環境保全措置前の背後地で 66 dB という予測でした。右が環境保全措置後で、高さ 1 m の遮音壁を設置しました。これにより背後地は 65 dB という環境基準を満足する結果となりました。

No.47 は建設機械の稼働に係る予測評価の結果です。こちらは大気質と同様に予測条件として想定される工事の中で最も環境への影響が大きい工事を選定し、予測を

しました。こちらは規制基準を満足しておりますが、基準に関わらず保全を図るため、環境保全措置を実施していく予定です。

No.48 は工事用車両の運行に係る調査予測位置図になります。こちらは工事用車両の運行が想定される路線を予測地点として選定しました。

No.49 は予測評価の結果です。こちらでも環境基準を満足していますが、基準に関わらず低減を図るため環境保全措置を実施する計画です。

No.50、51 は振動についてですが、こちらでも騒音と同様存在・供用に係るものが1項目、工事の実施に係るもの2項目について予測評価をしています。

手法については予測式による定量評価で行っています。

No.52 は調査予測の位置図です。将来交通量を赤で示しております、騒音同様、保全対象がある場所を選定しています。

No.53 は予測評価の結果です。規制基準を満足する結果となりました。

No.54 は建設機械の稼働に係る調査予測位置図です。こちらでも騒音同様、想定される道路構造を示しています。

No.55 が予測評価の結果となり、想定される工事の中で最も環境への影響の大きいと想定される工事を予測条件として選定し、予測しました。規制基準を満足しますが保全措置を行うことにより、基準に関わらず低減を図っていきたく考えます。

No.56 は工事用車両の運行に係る調査予測位置図です。こちらでも騒音同様工事用車両の運行が想定される路線を予測地点として設定しています。

No.57 は工事用車両の運行に係る予測評価の結果です。規制基準を満足しておりますが、基準に関わらず低減を図るため環境保全措置を実施する計画です。

No.58 は低周波音についてです。低周波音に関しては存在・供用に係るもの1項目です。手法については予測式による定量評価で行っています。

No.60 が調査予測位置図です。今回低周波音は高架構造が予定されている駒ヶ根市赤穂の1地点行っています。

No.61 は予測地点の設定の図になります。駒ヶ根市赤穂はこちらの縦断図で見ると左端の赤丸部分の太田切川の周辺です。太田切川の高架構造について、周辺に保全対象があるので予測地点として設定しました。他にも高架構造を予定している箇所がありますが、周辺に保全対象がないため予測地点としては設定していません。

No.62 の予測断面図について、赤字の数字が道路の中心と予測地点の距離を示しています。青字で示した取付道路や工事用道路として使用する部分を除き、道路から一番近い位置を予測地点としています。

準備書に記載した道路中心から予測位置までの距離が誤っており、本日スライドでお示した数値を用いて予測していますが、予測結果自体は準備書の数字に誤りはありません。道路中心からの距離が準備書の誤りの部分になります。結果としては、61~71 という結果になり、参考指標の90や100を下回った結果となりました。

No.63、64 は水質についてですが、浮遊物質による水の濁り、アルカリの成分による水の汚れ、こちらを工事の実施の予測項目で予測をしています。方法としては事業計画や調査結果をもとに定性的に予測しています。

No.65 は調査予測位置図です。対象となる河川が11.6 kmの中に7河川あります。その中で計画路線を選定するにあたり、路線位置の選定や構造検討においてなるべく河川への影響が少なくなるよう配慮して変更量を抑えて計画しました。

No.66 は予測評価結果を示しました。左下の太田切川について、河川内に橋脚は建てず、河川の外に橋脚を建てることにより、水質への影響はないと予測しました。また、三峰川、天竜川については、こちらは橋脚が河川内にあるので、水質への影響が懸念されます。それ以外の河川については、橋台を掘削する際に河川、水質への影響があると予測されています。

No.67 について、環境への影響をできる限り低減するために、イメージ図にある仮締切工などを実施してまいります。こちらは巨石や大型土のうにより締め切りドラ

イな状態で作業をすることによって、水質への影響がないように作業をしていく予定です。

No.68 は事後調査の実施について記載しています。仮締切工の実施については環境保全措置の効果の内容をより詳細にするため、必要に応じ事後調査を実施します。

No.69、70 は河川の水象についてです。存在・供用に係るものと工事の実施に係るものの両方を選定しています。方法は事業計画や調査結果を基に河川の流量に及ぼす影響を定性的に予測しました。

No.71 は調査予測位置図です。先ほど水質で示した河川に加え農業用水等も予測の箇所として選定しました。

No.72 は予測結果になります。結論は河川の流量への影響はないという予測となりました。まず、1 農業用取水口については機能の確保に努める、2 河川の流れを阻害しない河川幅の確保や橋脚の断面積を大きくしないこと、3 改変面積の縮小や早期復旧といったことに配慮をしていくことにより、河川の流量への影響はないという予測となりました。事後調査としては、予測結果を検証するために、定性的な予測となっていますので、必要に応じて事後調査を実施します。

No.73、74 は地下水の水象について、存在・供用に係るものと工事の実施に係るものの両方を選定しました。どちらについても事業計画や調査結果をもとに定性的に予測しています。

No.75 は調査予測位置図です。地下水については予測地点として広く、比較的深い掘削が予定されている2箇所を選定しました。

No.76 は予測地点の設定について、左下に宮田村大久保の断面図を示しました。こちらはかなり掘割りの構造となり深い位置まで掘削が予定されているので、予測地点として設定しました。右の図は宮田村中越の断面図でボックスカルバートを設置することに伴い、掘削を行うのでこちらも予測地点として設定しました。

No.77 は予測評価の結果です。上の図は宮田村大久保です。図の左と右の棒状のものが調査位置で、水色の部分が実測した地下水位です。こちらの調査位置を結んでいって予測地点の予測地下水位として青色で示しました。宮田村大久保については掘削の深さより地下水位の方が深い位置なので予測としては影響がないとなりました。下の図の宮田村中越については予測の地下水位が掘削の深さより浅い位置にあるため影響があるという予測になりました。

No.78 は環境保全措置ですが、宮田村中越の地下水の影響について通水工対策の実施により地下水への影響の低減を図ってまいります。工事の実施に対してはできる限り改変区域を小さくする保全対策を取ってまいります。

事後調査は、保全措置の効果の内容をより詳細にするために必要に応じて実施します。

No.79、80 は地形及び地質についてですが、存在・供用に係るものと工事の実施に係るものの両方を予測しています。手法は改変に伴う消失や縮小を定性的に予測しています。

No.81 は予測地域位置図ですが、茶色の部分が河岸段丘部分です。概ね駒ヶ根市から宮田村にかけてはルートと茶色の部分が離れていまして、できる限り河岸段丘を避けたルートを設定しています。

No.82 の予測評価結果については、できる限り河岸段丘を避けてはまいります、広く分布しているため影響があると予測されています。

環境保全措置を実施することにより、業地形の破壊を最小限に抑え、低減させてまいります。

No.83、84 の日照阻害については存在・供用に係るもの1項目、予測式による定量予測としています。

No.85 は位置図になります。駒ヶ根市赤穂で高架構造を、宮田村大田切では高い擁壁をそれぞれ予定しておりますので、こちらの2地点を予定しております。

No.86 は予測地点の設定の図になります。左側2つが駒ヶ根市赤穂と宮田村大田切のもので、宮田村大田切に対しては断面図のように垂直の擁壁が建つ予定なので、予測地点として設定しています。他も高架構造のある箇所がありますが、周辺に保全対象がなかったり、盛土の法面となる部分に日影になる箇所が少ないということで予測地点としては設定しておりません。

No.87 は予測評価の結果ですが、下のコンター図で駒ヶ根市赤穂について、図の青い線が1時間以内の日影線です。緑が2時間以内の日影線です。準備書では1時間以内と記載されておりますが、正しくは2時間以内となります。失礼いたしました。

右側に宮田村大田切の日影図です。こちらは1時間の日影線の外に予測地点がありますので、1時間以内の日影という予測をしています。

以上のとおり2階で5時間という日影の時間は満足しています。

No.88、89の動物・植物・生態系について、動物・植物については存在、供用に係るものと工事の実施に係るものの両方を選定しています。科学的知見や類似事例を参考に定性的に予測しています。

No.90について、生態系についても同じように両方を選定しており定性的に予測しています。

No.91は動物の予測対象種です。概ね既存資料の中に貴重種等の記載があるものに関しては、その中で現地調査により発見された種を予測対象に選定しています。

No.92は同じように昆虫、クモ類、底生動物、陸産貝類等になります。昆虫類の中のゲンジボタルが生息していることが確認されていますが、詳細な位置、正確な情報がまだ入っていないので本年度改めて調査を実施する予定です。

No.93が予測評価の結果です。環境保全措置を実施すれば生息環境が保全されるという予測です。動物の影響に配慮して評価事項としては資料のとおりです。

No.94は動物の環境保全措置ですが、照明の漏れ出しの抑制、移動経路の確保といった存在、供用に係るものを掲載しています。

No.95は工事の実施に係るものの環境保全措置を示しています。動物の生息環境は保全されると先ほどお伝えしましたが、猛禽類については繁殖時の営巣中心や行動圏を変える特性があるので事後調査を実施する予定です。

No.96は植物の予測対象種です。貴重種の記載があるもので現地調査により発見された種を予測対象としています。赤線が引いてあるものは生息環境が保全されないおそれがある種です。

No.97は予測評価の結果です。多くの種では環境保全措置を実施すると生育環境は保全されるようになっていますが、No.96の赤線で示した4種については生育環境が保全されないおそれがあるとなりました。植物に関する配慮事項はNo.97の下に示すとおりです。

No.98の環境保全措置として上に示すとおり予定しています。この3つほどの保全措置を実施しても4種については一部地域における個体群維持が困難であると考えられるため、代償措置として移植を行ってまいります。移植を行うにあたっては、移植先の生息地において生育状況の調査をする。移植先が生育状況として適しているかどうかを事後調査として実施します。

No.99の生体系は、こちらが地域を特徴づける生態系の注目種です。区分としては上位性、典型性、特殊性の3つの区分を設けておりますが、今回は特殊性に該当する種はありませんでしたので、上位性、典型性の2つにまとめました。

No.100は生態系の予測評価結果です。動物同様に環境保全措置を実施すると生態系は保全されるという予測です。配慮事項としては下に示すとおりです。

No.101は環境保全措置の内容です。下の事後調査については、動物とほぼ同じ内容です。

No.102、103の景観ですが、予測項目として存在、供用に関するもの1項目です。重ね合わせによる図上解析、フォトモンタージュ法による定性的な予測をしています。景観の予測地点に関しては、No.103の下に示すとおりです。

No.104は予測の位置図です。赤い丸は主要な眺望点を示しており、ここにルートが重ならないようにして、主要な眺望点自体は改変されない予測です。

No.105が予測評価の結果です。(1)については今ご説明しましたとおりです。(2)の景観資源については、改変面積がわずかであるから資源の価値を大きく損なうものではないと予測しました。河岸段丘については改変の面積は少なく資源の価値を大きく損なうものではないという予測です。(3)の主要な眺望景観の変化については2地点で段丘下部に一部の道路が重なる状況が見られることから、景観に変化が生じるという予測です。

No.106は予測評価の結果です。写真を示しました。大久保ダムにおける眺望景観ですが、将来の風景の写真の真ん中あたりに道路が通っています。こちらも眺望景観に変化が生じると予測されています。

No.107は伊那市下殿島地区の眺望景観です。先ほどと同様将来の風景の中に道路が通っておりますので、こちらも眺望景観の変化が生じるという予測がされています。

No.108は環境保全措置についてですが、法面が発生する箇所では法面等の緑化を行います。構造物等が目立つものと予測された眺望点付近では道路付属物の形状、デザイン、色彩等の検討を行ってまいります。

No.108、109の人触れについてですが、存在、供用に係るもの、工事の実施に係るものの両方を予測しています。重ね合わせの図上解析等を行い、定性的に予測しています。

No.111は予測位置図です。全部で7地点人触れの箇所があり、三峰川サイクリング・ジョギングロード以外は影響がないという予測です。

No.112は予測評価の結果です。三峰川サイクリング・ジョギングロードについては近接して橋台が設置されるため、一部付替えが必要になると予測されます。利用性の変化については、7箇所全てにおいて変化が生じるおそれは低いと予測されています。快適性の変化については、三峰川サイクリング・ジョギングロードにおいては高架構造で交差することから一部風景の変化による快適性の変化が生じると予測されています。

No.113が三峰川サイクリング・ジョギングロードの位置図です。三峰川は高架橋でまたぐ予定ですので、左岸側は桁下空間を確保できるため通過できますが、右岸側は通過できない可能性があるため付替えが必要ということになっています。

No.114は環境保全措置を示しました。存在、供用に係るものと工事の実施に係るものを示しております。

No.115、116は文化財については存在、供用に係るものについて史跡名勝、天然記念物、埋蔵文化財について定性的に予測しました。

No.117は史跡名勝、天然記念物の予測位置図です。10箇所ありますが全てに影響がないという予測です。

No.118は予測評価の結果です。(1)は先ほど示したとおりですが、(2)の埋蔵文化財については16箇所のうち6箇所に影響があるという予測です。影響が考えられる埋蔵文化財包蔵地は真ん中のオレンジの部分の箇所になります。

環境保全措置をその下に示してありますが、このように実施してまいります。

No.119、120の廃棄物については工事の実施に係るものを予測しまして、可能な限り定量的に予測しています。

No.121は予測結果ですが、建設発生土が約170,000m³発生しますが、道路事業の区域内で盛土として利用できるため区域外への搬出はゼロということです。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については区域外に搬出が予定されてい

るので下の環境保全措置に示した工事間の流用や再資源化を図り保全措置に努めてまいります。

No.122、123の事後調査については、水質と水象河川に関するものですが、ご覧のものを予定しています。

No.124は地下水、動物に関する事後調査の内容です。

No.125は植物、生態系の事後調査です。生態系については動物とほぼ同様ですがハチクマについては生態系を特徴づける種として選定しておりませんので、オオタカ、ハヤブサのみの事後調査の内容となっています。

説明は以上となります。ありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。だいぶボリュームのある資料を御説明いただきましたので、一度に全部把握するのは難しい状況ではありますね。

これから質疑応答に入りますが、その前に今後のこの案件に関する審査のスケジュールについて委員の皆様にご認識いただいた方がよろしいかと思しますので確認させていただきます。

先ほど都市計画決定権者からの話の中で、昨日住民からの意見書の提出が締切られ、これから見解書がまとめられるという話でしたね。法対象ですので見解書が出てきて120日以内の知事意見というルールですね。その間技術委員会は何回開かれる見込みですか。見解書がいつ出てくるかによりますが、仮に何週間か出てきたとしてこの委員会は何回開けそうですか。

事務局
是永

本日が第1回、第2回が5月、第3回が6月ですので3回の予定で考えています。3回目には1、2回目の意見集約をして整理をしていきたいと考えていますので、3回の審議を予定しています。

片谷委員長

日程的には120日以内の知事意見ということでしたら7月までやろうと思つたらできますか。

事務局
是永

はい、7月の4回目でも大丈夫だと思います。

片谷委員長

これはかなりボリュームがあり図書の厚みを見ても審議に時間がかかるということが容易に想像がつかますので、7月も想定しておいた方がいいと思います。順調に進めることができれば3回だとおもいますが、4回目もありうるという想定をお願いします。

今日は初回ですし、これだけの図書を読み終わるのも時間がかかると思いますので、今日は主に御説明いただいた内容に対する質問を中心に御発言いただいて、予測評価の内容に関する意見で、既にお気づきの点に関しては御発言いただいて構いませんが、主には内容の確認等の質問を中心に御発言を受けることにしたいと思います。

まずは事業概要に関して、前期から委員をお務めの皆様は方法書の審議の段階で質疑がありましたので、把握されているところもあると思いますが、当時気が付かなかったところで今回確認したいということもあるかもしれませんが、新たに委員に加わられたおふた方は、今回審議は初めてなので、まず事業概要に関する質問をお受けしたいと思います。事業概要の中は分けませんので、資料1の何ページ、スライド何番と指定していただいて御発言ください。

ではどなたからでも結構です。梅崎委員どうぞ

梅崎委員

事業目的の一つに災害に強い道路網とありますので確認したいと思います。準備書のP4-4に気温と降水量が10年分まとめてありますが、災害時等は年間降水

量よりも時間降雨量が重要ですので、そういう資料を示していただいた方がいいというのが1つ、またこのP4-4の表で確認したいのですが、最低気温の欄に-10°C以下という値がありますが、P4-5の表を見ると28年度にはその数値がないのですが、それはどういうものかという2点お聞きします。

片谷委員長

ではご回答をお願いします。

コンサルタント
岩沢

P4-4の表は10年分の気象の整理をしております。ここは大気を予測するにあたり、28年度の数字を主に使って計算をしていますが、特異ではないということ把握するための10年間分ということです。御指摘の意見は防災に関するものですので使い道が違うかなと思います。また防災の必要性に関してこの10年分の数字を使っていけばいいのではないかというのは資料の作り込みについて御検討させていただきます。環境影響ということに関すると、資料に防災の話を含めるべきなのかどうか、検討させていただければと思います。

梅崎委員

適切な位置に示していただければ結構です。もう一つ地形・地質に関する意見もありますが、やはり南信は台風や前線等の降雨量もありますので資料も大事だと思います質問しました。

もう一つ、最低気温の-14°C、-12°Cというのはどういう数字ですか。

コンサルタント
岩沢

P4-4の28年度の最低気温-14.5°Cに対してP4-5にはその数値がないというのは、気象値というのは、瞬間的な値から日平均値、週平均値、月平均値があります。P4-5の数字は月の平均値となっています。それに対して一番低い値がP4-4にあります。日平均値の平均値と一番低い値ということの違いということで、より低い値がP4-4に書いてあります。合わせるべきではないかという御指摘がありましたら、P4-4に示してある10年間分というのは10年間の変化を主な目的として掲載しておりますので、確かにこちらの配慮が足りなかったかもしれませんが、その辺りを御理解いただければと思います。

梅崎委員

ありがとうございました。説明を付けていただければこれで結構ですが、現地は-10°C以下になる所だということですね。

コンサルタント
岩沢

そのとおりです。

梅崎委員

地形・地質についてですが、準備書P4-260に砂防指定地の地図があり、P4-261の土砂災害警戒区域の地図もつけていただき御配慮いただきましたが、当該地域の市町村ではハザードマップ等は作られていて、例えば揺れやすさマップ、液状化危険地域といったマップがあるのかなのかということと、大分前になりますますが県で全県の揺れやすさマップを作られています。そういう資料をつけていただくとよりいいのではと思いますがいかがでしょうか。

事業者
渡辺

御指摘の御意見は、各市町村に確認し次回お答えさせていただきます。

梅崎委員

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

もう一つ地震に関して、断層等の図面がありませんがこれもあるのかなのか、こちら資料がありましたらよろしくをお願いします。

コンサルタント 岩沢	断層については資料に入れております。P4-43に表層地質図、デジタル地質図が出ておまして、こちらに地質断層、活断層を掲載しております。こちらの断層は道路で交差する位置にその確認は取れておりません。よろしくお願いいたします。
片谷委員長	今の件は掲載の確認が取れたという扱いにさせていただきます。 では他のご質問をお受けします。事業概要に関しての質問です。大窪委員どうぞ。
大窪委員	基本的な質問ですが、ルートとしてはこれで決着がついたということで大丈夫でしょうか。ルートについては変更がないということによろしいですか。
片谷委員長	事業計画の確定度に関する御質問ですがいかがですか。
事業者 渡辺	本事業についてはただ今並行して都市計画の手続をしているので、ルートについては御意見を聞いている段階なので完全に決まったというわけではありません。
都市計画決定権者 高倉	準備書と都市計画案と一緒に縦覧をかけ意見書をいただき、都市計画審議会にも報告する形になりますので、今のところは法定の手続に入っているということです。この案でこの準備書ができておりますので、あとは都市計画審議会での審議が最終的に残っている状況です。
片谷委員長	このまま進めようという計画ではあるけれども、まだ審議会が終わらないので確定とは言えないという状況のようですね。大窪委員よろしいですか。
大窪委員	私は都市計画審議会の委員もさせていただいております、その中でルートについての地元の方の御意見があり気になりましたので質問させていただきました。別の委員会なので必要があればその中での住民からの御意見なども教えていただければいいのかなと思いますがいかがでしょうか。
都市計画決定権者 高倉	昨日までが意見書の提出期限となっております、意見書の概要と見解については次回以降説明させていただくことになっておりますが、その際に都市計画の案とアセス法の準備書の案と両方で縦覧しておりまして、明らかに都市計画の案に対する意見だというものは都市計画審議会のみで御審議いただくこととなりますが、環境影響評価の準備書についての意見は、こちらの委員会に報告させていただくこととなります。都市計画案と環境影響評価、どちらにも分けることができない場合はこちらへも報告させていただくこととなります。参考のために都市計画案に意見があったということが必要であればご報告させていただきます。法律上そういった意見書の分けになっております。
片谷委員長	見解書を出していただくときに、意見を仕分けしてアセスに対する見解を出していただくのが基本ではありますが、曖昧なものもありますし、都市計画自体に関する意見についても参考としては情報があつた方が後々ありがたいということもありますので、事務局と調整していただいて可能な範囲で情報を提供していただく方向にしていいただければいいかと思ます。
大窪委員	御対応ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
片谷委員長	山室委員どうぞ。
山室委員	ルートが確定したときには基本的構造、どこが高架になるとか、どこにトンネルを掘るというのはこのままでいくと考えていいのでしょうか。それともルートは変わ

らないがどこが高架になるかも確定してないと考えてよろしいですか。

都市計画決定権者
高倉

都市計画の決定する図書の中には道路の幅員や車線数がありますが、構造形式についても記載するところがあり、それが決定事項になっています。嵩上げ式なら5m以上の高さの盛土等が350m以上続く箇所については都市計画の決定の内容に入ります。基本的な構造についても都市計画の中で決められていくということになります。

片谷委員長

よろしいですか。他のご質問はございますか。
北原委員どうぞ。

北原委員

私の自宅の近くのので質問させてください。
伊那市側の大沢川に沿って道が入っていますが、この部分はいわゆる河岸段丘の上の大地の上に切り込んだ沢なわけですね。ここはかなり狭くて両岸が急傾斜で森林や竹林が残っておりますが、こういったところを河道沿いに盛土で進めるということですが、狭い谷をどうやって盛土で28mの幅を取るのかが気になります。

事業者
唐澤

御指摘のとおり大沢川沿いに下るわけですが、右岸側に平らなスペースがありましてスペースの中で道路は十分設置できる計画です。

北原委員

右岸側はかなり住宅地もあると思いますがその辺はどうするのですか。

事業者
唐澤

天竜川の左岸の段丘が開けた方になると住宅に影響が出てくるところがありますが、北原先生が御指摘の大沢川の谷地形の部分に関しては、数軒はかかりますが大きくかかることにはなっておりません。

北原委員

大沢川の河道の右岸側にある農地の一部に道路を通すことですか。それで28m確保できますか。

事業者
唐澤

確保できる見込みです。

片谷委員長

北原委員、よろしいですか。

北原委員

結構です。

片谷委員長

それでは、富樫委員どうぞ。

富樫委員

事業計画のところで、土量について切土と盛土のバランスをとるとの説明がありましたが、盛土の量の方が多いとの印象があります。切土と盛土の量的なバランスはどのように考えているのですか。

事業者
唐澤

切土によりでた土砂は全量工事に使いますが、全体としては不足となります。

富樫委員

よそからの土砂の持ち込みがあるということですか。

事業者
唐澤

そのとおりです。

富樫委員	土砂はどこからどの程度持ち込むかとの記載はされているのですか。
事業者 唐澤	搬出元はここには記載していませんが、工事現場の近くで盛土する区間でどの道路を通るかということのを工事用車両でカウントしています。
片谷委員長	富樫委員が言っているのは持ち込む土砂の質の問題で、発生元はどこかということですよ。
事業者 唐澤	発生元はまだ決まっています。
富樫委員	今後検討するということですか。
事業者 唐澤	他の事業とのバランスもあり今後検討することとしています。
片谷委員長	アセスの予測評価項目に直接含まれるものではありませんが、外から持ち込む場合は混入物による影響は回避しなければならないので、対策を講じる必要はあると思います。放射性物質の問題もあり心配する住民も多いので、発生元が決まっていなくても土砂の持ち込むにあたってはこのような汚染防止対策を採るといことは是非述べてほしいと思います。
富樫委員	どこから持ってくるかという想定があれば是非記載をお願いします。それにより周辺の方々は安心できると思います。
片谷委員長	今の時点で発生元は決まっていなくても汚染防止対策については評価書に記載をお願いしたい。予測評価項目とは立てていないが環境保全への配慮ということで触れていただくようお願いいたします。
事業者 唐澤	今ここでお答えできないので次回、回答します。
片谷委員長	山室委員どうぞ。
山室委員	<p>準備書において大気質について、この地域では光化学オキシダントが環境基準を満たしていないとありますが、影響評価項目に光化学オキシダントがありません。光化学オキシダントは二酸化窒素とも関連があり、この事業により交通量が増え光化学オキシダントの環境基準が更に達成できなくなるおそれがあるので、アセス項目として選定してもよいのではないかと思います。</p> <p>次に騒音のスライドの45ですが、伊那市原新田で環境基準が未達成との説明で、赤で困っているところが基準を上回るとのことですね。そこで、超えているのは一番下の屋間の66dBの地点で環境基準の65dBを1dB超えている1か所であるのにもかかわらず他の地点までなぜ赤で困っているのでしょうか。一番上の地点では66dBに対して環境基準70dBを下回っているが、なぜ遮音壁を設置するのですか。この地点で遮音壁が必要であれば、他の地点で環境基準と同じ数値や基準に近い調査結果が得られている地点でも遮音壁が必要ではないかと思います。</p> <p>また、騒音の調査は1日だけであり精度がどの程度あるのか、また調査結果と環境基準の照合でどれだけ意味があるのかわかりません。</p>

コンサルタント
岩沢

オキシダントについて予測をすべきでないかという質問ですが、オキシダントはNO₂や炭化水素の反応により発生し、オゾンで構成されるものであり、全国的に濃度が高く環境基準の達成率は悪く、また、西の方から越境している調査結果もあり、広域的な汚染物質と理解しています。

この地域ではオキシダントが滞留して濃度が高くなるとの認識はなく、道路アセスにおいてオキシダントについては、広域影響でもあり予測評価はしておりません。

次に騒音については、伊那市原新田で環境基準を超えている地点を含めて赤で囲った地点において遮音壁を設置しますが、1mの遮音壁を設置する箇所では遮音壁の効果を示すために赤で囲っています。

また、騒音が環境基準を1dB超えると遮音壁を設置し、基準と同じであると設置しないのはなぜかというお尋ねですが、定量評価は数値一つで評価せざる得なく、予測精度の正しさの問題はあります。したがって、原新田の1地点では超えないという可能性もあり、あくまでも予測値で他の地点でも超える可能性はある中で保全措置を講じていくものであるものとの御理解をお願いします。

また、調査は1日との御指摘については、道路環境センサスの全国の国道などの道路の騒音を測定するモニタリングを行っているが365日のうちの24時間の測定でその地区の代表として調査結果としている。調査にあたっては日曜日や正月など特異な日は配慮して当該地の代表値としています。

山室委員

大気についてはここが伊那盆地でなければ説明のとおりだと思います。しかし、逆転層が起こったりしてこの地域のみにおいて影響を受けやすいのではないかと思います。したがって、一般的な考えはこの地域では当てはまらないものと考えられますので検討をお願いします。

片谷委員長

この点に関しては法対象アセスでありますので、技術ガイドが環境省から出ており、そこでは光化学オキシダントは広域的な現象で個別アセスの対象にはなじまないとされ、これまで私も関わってきましたが、ここで求めるのは無理があると思います。光化学オキシダントは広域的に都道府県や国が行う環境保全対策として取り組むべき問題であると、環境省も明確に方針を示しています。

山室委員

大気質については事後調査がないので質問しました。

片谷委員長

法対象事業については法律上の規定では不確実性の存在があれば事後調査を行うことされています。この案件も事業者として事後調査報告書の対象となるような調査については、記載されていますが、騒音も予測の正確さの検証は当然、事業者の責務としてあるので、測定の実施をやっていただくような観点からの意見をお願いします。

山室委員

委員長からのお話のとおりこの地域からすると大気質や騒音も法律だからやらないということではなく、騒音であれば環境基準に近い地点は継続的に調査を実施いただき、基準を超えるようであれば防音壁を設置する予定がなくても結果を見て設置するような環境保全措置を示した方が住民も安心できると思うのでお願いします。

片谷委員長

例えばリニア中央新幹線ではアセス手続は終了しており、工事が進んでいますが、法律上定められていない事後調査をモニタリングとして報告として提出していただいております。これは知事意見に盛り込んで、法律の事後調査の対象ではなくても、住民の生活環境の保全に必要な調査を実施してくださいとの意見に基づくものです。法律の事後調査とは別枠で考えた方が適切であり、リニアの前例もあるのでそのような方向でお願いしたいと思います。

山室委員	<p>山室委員よろしいですか。</p> <p>わかりました。</p>
中村寛志委員	<p>時間が来ているので、簡単に質問させていただきます。</p> <p>スライド92枚目、動物・植物・生態系で、予測対象種が挙げられており、昆虫類がたくさん挙がっております。予測の結果としては93枚目のスライドで、生息環境に変化は生じない、保全されるという結果になっております。このうちオオムラサキとミヤマシジミは知事意見にも入っており、オオムラサキはエノキ、ミヤマシジミについてもコマツナギといった食樹を対象に調査して評価してくださいとなっております。その結果が本編の12.9-123と12.9-124に予測結果の記載がありますが、エノキやコマツナギといった食樹の何パーセントが工事によって消失するか書かれておりません。一般的に周りに同じような環境があり、そこが残るから影響がないとありますが、事業計画地点とその周りに生息しているコマツナギの数から、何パーセントのコマツナギが消失するのかデータを出していただきたいと思います。これは、長野県のアセスの技術マニュアルに私が追加した部分で、もし、一部が消失しても大丈夫だという場合は、他と比較したうえで、消失するのが何パーセントだから大丈夫だという形を出していただかないと、一般的な言葉で大丈夫だというのは不十分かなと思います。今、出なかったら次でも構いません。</p>
コンサルタント 岩沢	<p>ミヤマシジミとオオムラサキにつきましては、方法書のときにご意見を頂いており、この2種については、食草の生息地を現地踏査したうえで、ルート決定の際にご配慮をさせていただいております。その辺りについては、準備書の3-32ページに記載しておりますので、まず、それを前提にご配慮いただければと思います。また、予測結果について、パーセンテージで消失量を示すようにとのことですが、私もミヤマシジミとオオムラサキ以外にも、100種近い予測対象種を選定しており、横並びで予測評価させていただいております。多様性指数の話もありますので、先生とは一度ご相談をさせていただき、そういった数値化も考えていかなければいけないと思っておりますが、準備書の記載としては、従来の形に沿った予測評価をさせていただいております。ただ、これらの種に関しては、現地調査を多めに行っておりますので先生のご意見については十分に反映できると考えております。</p>
片谷委員長	<p>いまの中村寛志委員のご意見については、この事業は法対象事業ですが、県内の事業でもあり、また、長野県では技術指針の中で、特定の種に関して数値を出して記載する精緻な解析を求めています。ぜひ県の技術指針に記載されていることを参考にしてもらいたいということです。県が事業者であるにもかかわらず、県の技術指針に書かれていることが行われていないとなると、色々な批判を受けますので、その辺をご配慮いただきたいという趣旨のご意見だと思います。今ここで、分かりましたとは言いきいと思っておりますので、次回までの間に、事務局を通してでも結構ですので、中村寛志委員と直接やりとりを行い、具体的にどういう改善が図れるかを検討して、次回どういう対応ができるかご回答いただけますか。</p>
中村寛志委員	<p>そのようにお願いしたいと思います。上伊那の広域ごみ処理場の事例でも、進入道路で何パーセント消失するかといった議論を、この場ではないですけれどもしたこともありますので、そういった形で保全を進めていただければと思います。</p>
片谷委員長	<p>是非これは次回前向きな回答をいただけるようお願いしたいと思います。他にいかがですか。では、山室委員残りのご意見をお願いいたします。</p>
山室委員	<p>77番のスライドで、宮田村中越で地下水位への影響があるが通水工対策をするの</p>

で回避できる若しくは低減しているのご説明がありました。ただ、どういう対策をしているかどこにも書かれておらず、これだけでは回避していることを理解するのは難しいと思います。どのような通水工対策をするのか、ご説明いただければと思います。

それから、景観のところの104のスライドと、概要のところの18のスライドを照らし合わせると、景観に影響があると言われたところに、高架を作る所が一切ありません。高架を造れば絶対に見えてしまいますし、どんな高架を作るかによって景観にそぐわないこともあると思います。都市計画が決まるまではといった事情の中で出さなかったのかもしれませんが、やはり、景観といった時に高架はどうやっても見えるものですから、現時点でその評価が無い理由と、今後評価をするのか教えていただければと思います。

コンサルタント
岩沢

まず、地下水の通水工法についてです。地下水については、観測井戸の調査を一年間行いまして、中越地区の地下水面高の最上位が、トンネルの深さよりも高いところに存在しますので、若干の影響が認められるのではないかとということで、私どもの方で、通水工対策を保全措置としてスライド78でお示ししております。

どのような通水工になるのかよく見えていないというご指摘でございますけれど、私どもも、通水工がどの程度効果があるかまだ見えておりません。したがって、事後調査において地下水の状況を把握し、通水工対策の効果や必要性、規模の検討を行ったうえで実施し、地下水の保全をしていきたいと思っております。

片谷委員長

今おっしゃったのは、事後調査の中で地下水位を測定して、その結果保全が必要と認められれば保全措置を実施するということですか。

コンサルタント
岩沢

はい、その通りでございます。ご承知のように地下水は見えないもので、掘った場所によって地下水の高さは変わってきます。現時点では用地の買収が終わっておりませんので、周辺で地下水を測ってトンネルを掘る地点の地下水位を予想している状況です。そのため、用地買収が終わった際にトンネルを掘る地点でボーリング調査等を行い地下水位の測定をします。その結果、地下水位よりもトンネルが浅ければ通水工対策も必要ないこととなります。

もう一点、景観についてです。スライドでは高架の場所の写真が載っていないですが、準備書では、十数か所の写真、フォトモンタージュを12.12-18ページ以降にくっつか載せておりますので、そちらの方で確認していただければと思います。

片谷委員長

現地に行った時の記憶では、高架になるところは地形が下がっていくところで、すぐに道路が下りていけないから高架になるようなところで、高架の道路は周りの土地よりもむしろ低くなるという理解をした記憶があります。であれば高架が目立つ場所ではないという説明ができると思うのですが、そういう意味ですか。

コンサルタント
岩沢

先生のご記憶のとおり、確かに高架は低い場所になりますが、準備書12.12-18のように、太田切川のところで、川底の地区からみると、高架が正面に見えておりましてかなり目立つような形になっております。ただ、景観については最大限配慮させていただいております。現時点で太田切川に国道の橋が架かっておりまして、その橋のすぐ横のところに、高さは高くなってしまおうのですが、重なるような位置になるよう道路位置を決定しておりますので、御理解いただければと思います。

片谷委員長

12.12-18 ページが高架の影響のフォトモンタージュとのことですが、いかがですか。

山室委員

18番のスライドの高架部④、高架部⑤が一番大きいと思ひまして、なおかつ確か

段丘の真上になると思うので、地形的にやらざるを得ない場所だと思います。18 のところに橋桁部という所が2つありますよね。

コンサルタント
岩沢

すみません場所を確認させてください。④番というのは下殿島といわれる天竜川の左岸部分でしょうか。

山室委員

スライド19番の図でみると赤い線が浮いている部分がありますよね。この赤いところが全て高架になるのですか。

コンサルタント
岩沢

赤いところが全て高架になるわけではありません。盛土のところもございます。茶色いところが地盤高になり、赤い線が計画路線になります。赤い線と茶色い部分の間が白い部分は全て高架になるわけではなく、区分けが明確に図示されていませんが、盛土と高架の双方が入っています。

山室委員

その辺りのところ、もう少し分かりやすくしてもらいたいのと、見た感じ高架と書いてあるところで幅が一番大きいのは6番のところですかね。

コンサルタント
岩沢

橋梁・高架部6は三峰川を越えるところになります。一番大きいか確認しますので少々お待ちください。

片谷委員長

橋長が390メートルもありますから、高架が橋の両側の橋から盛土部分に繋げる部分という理解でよろしいですか。であれば、三峰川のところの高架はそこまで長くなく、大半は橋であるということになります。

コンサルタント
岩沢

違う情報を出して申し訳ありません。準備書3-12ページに高架と橋梁を分けてはおりませんが示しております、一番長い部分は駒ヶ根になります。ただ、ここから橋の長さを引くとまた別の話になるかと思えます。

山室委員

そういう説明を聞かないとなかなか分かりづらいので、もう少し分かりやすい説明図が別途あるといいと思えます。

片谷委員長

スライド19番の縦断図が全部赤い線で書いてありますけれど、道路構造によって色を変えることはできませんか。

コンサルタント
岩沢

現在都市計画されております橋梁、盛土、高架の区分けを図示して、次回お示ししようと思えます。

片谷委員長

では、それを見て、また山室委員にご判断いただくようにしましょう。色分けしていただき、もう少し大きい版で出していただければと思えます。
では、富樫委員どうぞ。

富樫委員

先ほどの水象の地下水の件で、山室委員の質問に対する答えが、「やってみなければわからないので、後で確かめてなんとか対処します」という趣旨の回答になっており、それでは何のための予測評価なのかということになってしまふと感じました。確かめないと分からないのであれば、準備書の中で、対策をするから地下水への影響は低減しますとは言えないと思えます。地下水であっても、目で見えなくても調査方法はきちんとありますし、データを積み上げれば予測評価もできます。ですので、これだけのことをやって、ここまで予測をして、こう考えますという内容の記述にしていたかかないと、受け取った方では、良いとも悪いとも言えないことになってしまうことを危惧します。例えば、都市部でアンダーパスを通す場合に地下水の流動阻害はい

ろいろな所で問題になっており、対処するための通水対策工は色々な実績があるはずです。ですので、類似事例を探してみるとか、こういうものを適用するとか示していただきたいと思います。都市部の道路工事では、周辺地下水がどう変わるのかシミュレーションすることもありますので、もう少しきめ細かい説明をお願いしたいと思います。今日は無理だと思しますので、今後の審議で、追加の説明をお願いしたいと思います。

片谷委員長

先ほどの回答の中で、まだどういう方法を取るか現時点では決まっていないという趣旨の発言もあったかと思いますが、今富樫委員が指摘されたように、私も東京や神奈川で鉄道の地下化工事の時に、こういうことを扱っているのを見たことがあります。過去に、地下水の阻害が起こらないようにやった工事の例はある程度情報があるはずですから、参考例として示していただきたいと思います。千代田コンサルで扱った案件でありませんか。もしなければ、他社が実施した事例でも、公表されている事例から引用すれば問題ないと思いますので、何か一つ示してください。やはり具体的にこういう工法がありうることをお示しいただかないと、地元の住民の方も安心できないと思いますので、お願いできますか。

コンサルタント
岩沢

地下水に対する保全対策の事例や実績について、もう少し情報を仕入れまして、次回にはご提示をして、地下水に関してももう少し具体的な対策を示していきたいと思います。

片谷委員長

富樫委員よろしいですか。資料の提出があり次第山室委員も御判断をお願いいたします。予定の時間を過ぎておりますので、追加意見等ありましたら、早めに事業者の見解も必要となると思いますので、5月8日（火）までに事務局までお願いいたします。

今日はこれで審議は打ち切りとさせていただきます。
では（２）その他として事務局から何かありますか。

事務局
是永

今後の審議予定ですが、平成30年度第2回技術委員会を5月25日（金）の13:30から県庁西庁舎111号会議室で開催し、伊駒アルプスロードに係る環境影響評価準備書の第2回目の審議を引き続きお願いします。

開催通知については、追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお申し上げます。

なお、先ほど委員長からもお話があったとおり、追加のご意見等がありましたら、5月8日（火）までに事務局あてメールでお寄せいただくようお願いいたします。

片谷委員長

何か委員の皆様から御質問等ございますか。

大窪委員

準備書の別冊について、生物の確認地点の地図のシンボルが重なっていて、何が分布しているのか読み取りづらくなっています。一番いいのは重ならないように一種一種の図があればいいのですが、それでは枚数が非常に多くなるのでできればPDFのファイルや拡大して判読できる情報をいただくとありがたいです。

特に重要種について、集中して分布しているところがあるのでその情報が知りたいです。

コンサルタント
岩沢

確認地点を改善していただきたいというご要望については、枚数を増やすか拡大となりますが、おそらく枚数を増やす形になると思いますが検討したうえで次回改善版として御提示したいと思います。

大窪委員

紙でなくて結構です。電子媒体でいただくとありがたいです。

片谷委員長

情報の秘匿の問題も関わるので、この場限りで拡大した紙で出していただくのが一番無難だとは思いますが、そこは事務局と相談してください。
現時点では非公開ですか。

事務局
是永

非公開になっています。

片谷委員長

非公開ということであれば、電子化された情報でインターネット上に載ってしまうのは問題があるので、やはりこの場限りで、紙で拡大したものをだしていただく方が安全だと思います。単なる拡大コピーで済めばいいのですが、時間がかかるかもしれませんが、間に合えば次回お願いします。

コンサルタント
岩沢

拡大よりも種ごとに分ける方が事務作業的に楽になりますので、どちらにするかこちらで選択させてください。よろしくお願いします。

片谷委員長

判読しやすくなりさえすれば方法はお任せしますので、よろしくお願いします。
他に御発言がなければ本日はこれで閉会とさせていただきます。事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。